

岩手県告示第389号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、次の種畜証明書を書換交付した旨農林水産大臣から通報があった。

令和3年5月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

証明書番号	家畜の種類	品 種	毛 色	名 前	等 級	飼養者	
						住 所	氏名又は名称
11411856866	肉用牛	日本短角種	赤	姫福錦	1 級	滝沢市鶉飼向新田 7 番地76	新岩手農業協同組合
11419456679	肉用牛	日本短角種	赤	琴利	1 級	釜石市橋野町第34地割16番地	栗橋牧野農業協同組合